

提出が必要な資料の一覧は以下のとおり。なお、各補助メニューの申請における必要資料の詳細は、各事業シートを参照すること。

区分	資料名	提出を要する交付申請者	備考
交付申請事業者の要件を確認する書類	各種事業者の許可証等	各事業のシートを参照し、各交付申請者が該当する書類を提出ください。	許可取得時から社名等が変わっている場合は、会社沿革等で過去の社名との関係がわかる資料を合わせて提出
	各種事業者を構成員に含むことを証する資料（団体のメンバーリスト等）	各種事業者を構成員に含む団体	各団体のメンバーを基にしたWebサイトの画面プリントアウトでも可
	公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定証の写し	貸切バス事業者	認定証を証する書類、または(公財)日本バス協会 Web サイトの認定事業者一覧の該当箇所にマーカーしたもので可
	過帳の写し、またはネットバンキングのコピー	全申請書 （マイページ作成後、最初の交付申請時に提出）	
交付決定条件、または各補助メニュー等の申請に必要な書類	社社誓約書	全申請書 （マイページ作成後、最初の交付申請時に提出）	リース会社による申請の場合には、 リース会社、及びリース会社から車両を借用する者の両方の提出が必要
	仕入れ税額控除を行うことができない理由書	交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない事業者である場合のみ、提出	様式集から作成、プリントアウト後、署名し、PDFで提出
	生活交通確保促進計画書（若しくは生活交通改善事業計画）	バリアフリー化設備等整備事業に申請する交付申請者	
	地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（別添第9条第1項に基づき作成された観光二次交通高度化事業に係る観光二次交通高度化計画（国土交通大臣の認定を受けたもの）	交通サービス利便向上促進事業に申請する交付申請者	
	上記の二次交通高度化計画の策定に対する、地方公共団体の同意書	観光二次交通高度化事業に申請する交付申請者	
	※従業員に対する賃上げを計画する場合 賃上げを実施することの計画書	バリアフリー化設備等整備事業、交通D X・G Xによる経営改善支援事業、交通サービス利便向上促進事業に申請する交付申請者で、必要な場合	様式集から作成、プリントアウト後、署名し、PDFで提出
	※従業員に対する賃上げを計画しない場合 以下のうちどちらかを提出	バリアフリー化設備等整備事業、交通D X・G Xによる経営改善支援事業、交通サービス利便向上促進事業に申請する交付申請者で、必要な場合	
	「道路運送法の規定に基づき、国土交通省に提出した旅客自動車運送事業等報告書（昭和39年運輸省令第21号）第2条に定める事業概況報告書及び一般旅客自動車運送事業計画書の写し（令和5年度及び令和4年度）」、「一般乗合旅客自動車運送事業の要基別原簿報告書について」（平成14年3月29日国土自旅第206号）に定めるところにより作成された要基別原簿報告書（令和5年度及び令和4年度）	バリアフリー化設備等整備事業、交通D X・G Xによる経営改善支援事業、交通サービス利便向上促進事業に申請する交付申請者で、必要な場合	
	交付申請日において有効な運転者職場環境良好度評価制度認定証の写し	バリアフリー化設備等整備事業、交通D X・G Xによる経営改善支援事業等、交通サービス利便向上促進事業に申請する交付申請者で、必要な場合	申請要件上、認証が取得できない場合（例：運送事業許可取得後3年以上経過していない場合等）には不要。取得できない理由を証する資料を提出
	各交付決定条件を期日までに充足する旨の誓約書	交付決定条件を交付申請時において満たしていない事業者	様式集から作成、プリントアウト後、署名し、PDFで提出
各補助メニュー等の申請に必要な書類	ユニバーサルデザイン研修の受講者数調べ	バリアフリー化設備等整備事業のうち、B4、B5に申請する交付申請書	様式集から作成し、PDFで提出
	UDタクシーに関する研修の実施を証する書面	バリアフリー化設備等整備事業のうち、B4、B5に申請する交付申請書	様式集から作成し、PDFで提出
	実施する事業の概要がわかる資料（事業内容説明）	事業概要について詳細説明を要する 補助メニューを申請する交付申請者（詳細は、各事業シートを参照）	以下の項目を記載した資料を提出すること（様式自由）。 ・対象となる補助対象メニュー記号と項目名 ・作成する物品名、計画する事業名 ・目的、必要性 ・実施場所 ・対象者、人数 ・投入要素、費用 ・想定成果 ・スケジュール
	実施する事業の概要がわかる資料（発注内容説明）	発注内容について詳細説明を要する 補助メニューを申請する交付申請者（詳細は、各事業シートを参照）	以下の項目がわかる仕様書、カタログ、スペックの詳細が示された書類、ホームページ等の画面の印刷等のいずれかを提出。（複数の形式がある場合は、本申請対象のもののみをマークシート等で囲み、明示すること） ・機材等の場合：製造者、型式、写真、性能表示、希望小売価格など
	実施する事業の概要がわかる資料（システム導入）	システム導入 に関する各補助メニューを申請する交付申請者（詳細は、各事業シートを参照）	どのようなシステムかわかる仕様書を提出すること。以下の内容を記載し、様式は自由。 ・目的 ・システムの概要 ・システムの構成 ・ハードウェア、ソフトウェアの仕様
	実施する事業の概要がわかる資料（研修等）	研修等 に関する各補助メニューを申請する交付申請者（詳細は、各事業シートを参照）	以下の項目を記載した資料を提出すること（様式自由）。 ・対象となる補助対象メニュー記号と項目名 ・研修名、講習企画概要 ・実施者 ・対象者、受講者数 ・カリキュラム ・スケジュール ・投入要素、費用
全ての補助メニュー申請で必要な書類	補助対象事業にかかる「2車以上の見積書」		詳細は交付決定の手引きを参照。様式集掲載の様式から取引先に作成を依頼し提出しても可
	補助対象事業にかかるリース見積書（※）	旅客運送事業者に車両を貸与する交付申請者（※）	リース会社が車両購入に対して補助金交付申請をする際には、車両が実際に貸与されることを確認するため、リースの借手に対して発行した見積書を提出すること
	※交付申請時点で発注・契約等が実施済の場合 補助対象事業にかかる「注文書」または「契約書」	旅客自動車運送事業者の人材確保事業、交通サービス利便向上促進事業に申請する交付申請者で、交付決定日前に着手した場合	
	業者選定理由書	1車しか見積書を取得できない場合、1車しか見積りを取得できない合理的理由を記載して提出	様式集から作成し、PDFで提出
	交付申請額計算ファイル		交付申請計算額ファイルに申請内容を入力、算定された数値をマイページ申請画面に入力ください。また、入力されたファイルをExcelで提出ください

※ 旅客運送事業者に車両を貸与する交付申請者（リース会社）が申請する場合の留意事項

リース会社は、リースの借手の事業者と連携し、以下の資料をご用意いただき交付申請をお願いします。

【リース会社が取得する販売会社からの車両購入に関する見積書（2者以上）】

リース会社においても、2社以上の販売会社等からの見積書（同一見積条件）を取得し、その中から最低価格を提示した販売会社の見積金額に基づいて交付申請を行ってください。
※2社以上の見積書を取っていない場合、または最低価格を提示した販売会社を選定していない場合は、その選定理由を明らかにした「業者選定理由書」を見積書と合わせて提出してください。
（なお、UDタクシー導入（補助メニュー=B4、B5）に関しては、1社分の見積書で申請が可能です。その際には、様式集の「B4、B5用の選定理由書」を合わせてご提出ください。）

【リースの借手に対して発行するリース見積書】

交付申請する車両が実際に事業に供されることが確認のため、**交付申請車両に係るリースの借手（タクシー・バス等の旅客運送事業者）別に、交付申請者が作成したリース契約の見積書を提出してください。**
（交付決定前に着手が可能な事業で、契約締結済の場合にはリース契約書）

複数の交付申請を行う場合には、交付申請を行う台数分の見積書が必要です。

○ 要提出

必要書類		補助対象事業者					
		乗合バス関係		タクシー関係			
		一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般乗合旅客自動車運送事業者を 構成員に含む団体	一般乗合旅客自動車運送事業者に車 両を貸与する者（リース会社）	バスターミナル事業者	一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者を 構成員に含む団体	一般乗用旅客自動車運送事業者に車 両を貸与する者（リース会社）	
(補助事業者の要件を確認する書類)	①	旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面（旅客自動車運送事業許可証の写し等）	○	○*1	-	○	○*1
	②	自動車ターミナル法に基づくバスターミナル事業の許可証等の写し	-	-	○	-	-
	③	旅客自動車運送事業者を構成員に含むことを証する資料（団体のメンバーリスト等）	○*2	-	-	○*2	-
	④	通帳の写し、またはネットバンキングのコピー	○*4	○*4*5	○*4	○*4	○*4*5
	⑤	反社誓約書	○*4	○*4*5	○*4	○*4	○*4*5
	⑥	※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	○*3	-	-	○*3	-
(各事業の交付決定条件を確認する書類)		⑦	○	○*1	○	○	○*1
(各補助メニューの申請に必要な書類)	B4、B5を申請する場合	⑧a	○	○*1	○	○	○*1
		⑧b	○	○*1	○	○	○*1
	⑨	○*6	○*1*6	○*6	○*6	○*1*6	
	⑩	○	○*1	○	○	○*1	
	⑪	○	○*1	○	○	○*1	
	B9を申請する場合	⑫	○	-	○	-	-
	B10を申請する場合	⑬	-	-	-	○	-
全ての補助メニュー申請に必要な書類	⑭a	○	○	○	○	○	
	⑭b	-	○*1	-	-	○*1	
	⑮	○	○	○	○	○	

- *1…リース契約による借り手の資料を提出すること
- *2…各事業者を構成員に含む団体のみ提出すること
- *3…団体等で、消費税の仕入れ税額控除を行わず消費税を補助対象経費に含んで申告する交付申請者のみ提出が必要
- *4…マイページ作成後、最初の交付申請時に提出が必要
- *5…リース会社による申請の場合には、リース会社、及びリース契約による借り手の両方の提出が必要
- *6…申請要件上、認証が取得できない場合（例：運送事業事業許可取得後3年以上経過していない場合等）には不要。取得できない理由を証する資料を提出

○ 要提出

(2) ①交通DX・GXによる経営改善支援事業

必要書類	補助対象事業者						
	乗合バス関係	貸切バス関係	タクシー関係	公共ライドシェア関係	日本版ライドシェア関係		
必要書類	・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	バスターミナル事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	・一般貸切旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	自家用有償旅客運送者 (交通型自他有償運送を行う者)	一般乗用旅客自動車運送事業者 (自家用乗用車事業を行う者)	
(補助事業者の要件を確認する書類)	① 旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面（旅客自動車運送事業許可証の写し等）	○	-	○	○	-	○
	② 自動車ターミナル法に基づくバスターミナル事業の許可証等の写し	-	○	-	-	-	-
	③ 公社社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定証の写し	-	-	○	-	-	-
	④ 自家用有償旅客運送を行っていることを証する書面（自家用有償旅客運送業者登録の写し等）	-	-	-	-	○	-
	⑤ 自家用乗用車事業許可証の写し	-	-	-	-	-	○
	⑥ 旅客自動車運送事業者を構成員に含むことを証する資料（団体のメンバーリスト等）	○*2	-	○*2	○*2	-	-
	⑦ 過帳の写し、またはネットバンキングのコピー	○*5	○*5	○*5	○*5	○*5	○*5
	⑧ 反社契約書	○*5	○*5	○*5	○*5	○*5	○*5
(各事業の交付決定条件を確認する書類)	⑨ ※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	○*1	-	○*1	○*1	○*1	○*1
	⑩ ※従業員に対する賃上げを計画する場合 賃上げを実施することの計画書（PDFで提出）	○*3	○	○*3	○*3	-	○
	⑪ ※従業員に対する賃上げを計画しない場合 以下のうちどちらかを提出 ・道路運送法の規定に基づき、国土交通省に提出した旅客自動車運送事業等報告書（昭和39年運輸省令第21号）第2条に定める事業概況報告書及び一般乗用旅客自動車運送事業届出申請書の写し（令和5年度及び令和6年度） ・一般乗合旅客自動車運送事業者の事業別届出報告書について（令和14年3月29日国土交通省206号）に定めるところにより作成された事業別届出報告書（令和5年度及び令和6年度） 以下のうちどちらかを提出	○*3	○	○*3	○*3	-	○
	⑫ 交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証制度認定証の写し ・届出までで認証を受ける旨の誓約書（PDFで提出）	○*3*6	○*6	○*3*6	○*3*6	-	○*6
	⑬ 補助対象事業にかる「2者以上の見解書」 ・1者しか見解書を取得できない場合には、当該「見解書」、及び1者しか見解書を取得できない合理的な理由を記載した「業者選定理由書」（PDFで提出）	○	○	○	○	○	○
(各補助メニューの申請に必要な書類)	⑭ 交付申請額計算ファイル	○	○	○	○	○	○
	D1～D14、D16～D24、D29、D30、D31を申請する場合	○*4	○*4	○*4	○*4	○*4	○*4

- *1-団体等で、消費税の仕入れ税額控除を行わず消費税を補助対象経費に含んで申告する交付申請者のみ提出が必要
- *2-各事業者を構成員に含む団体は提出不要
- *3-旅客運送事業者を構成員に含む団体は提出不要 **(D25～D28の申請をする場合は、要提出)**
- *4-乗合バス、貸切バス事業者は、D22のメニューは申請不可。また乗合バス事業者はD20のメニューは申請不可。
- *5-マイページ作成後、最初の交付申請時に提出が必要
- *6-申請要件上、認証が取得できない場合（例：運送事業許可取得後3年以上経過していない場合等）には不要。取得できない理由を証する資料を提出

(2) ②旅客自動車運送事業者の人材確保事業

必要書類	補助対象事業者						
	乗合バス関係	貸切バス関係	タクシー関係	公共ライドシェア関係	日本版ライドシェア関係		
必要書類	・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	バスターミナル事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	・一般貸切旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	自家用有償旅客運送者 (交通型自他有償運送を行う者)	一般乗用旅客自動車運送事業者 (自家用乗用車事業を行う者)	
(補助事業者の要件を確認する書類)	① 旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面（旅客自動車運送事業許可証の写し等）	○	-	○	○	-	○
	② 自動車ターミナル法に基づくバスターミナル事業の許可証等の写し	-	○	-	-	-	-
	③ 公社社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定証の写し	-	-	○	-	-	-
	④ 自家用有償旅客運送を行っていることを証する書面（自家用有償旅客運送業者登録の写し等）	-	-	-	-	○	-
	⑤ 自家用乗用車事業許可証の写し	-	-	-	-	-	○
	⑥ 構成員に含むことを証する資料（団体のメンバーリスト等）	○*2	-	○*2	○*2	-	-
	⑦ 過帳の写し、またはネットバンキングのコピー	○*6	○*6	○*6	○*6	○*6	○*6
	⑧ 反社契約書	○*6	○*6	○*6	○*6	○*6	○*6
(各事業の交付決定条件を確認する書類)	⑨ ※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	○*5	-	○*5	○*5	○*5	○*5
	⑩ 以下のうちどちらかを提出 ・交付申請日において有効な運転者職場環境良好度認証制度認定証の写し ・届出までで認証を受ける旨の誓約書	○*3*7	○*7	○*3*7	○*3*7	○*7	○*7
	⑪ ※交付申請時点で発注・契約等が実施済みの場合 ・補助対象事業にかる「注文書」または「契約書」（令和6年12月17日以降の注文のものに限る） ・上記に定める発注・契約等を認定した際に取得した「見解書」、または1者しか見解書を取得していない場合には、選定理由を記載した「業者選定理由書」	○	○	○	○	○	○
	⑫ ※交付申請時点で発注・契約等を行っていない場合 ・補助対象事業にかる「2者以上の見解書」 ・1者しか見解書を取得できない場合には、当該「見解書」、及び1者しか見解書を取得できない合理的な理由を記載した「業者選定理由書」	○	○	○	○	○	○
	⑬ H1～H10を申請する場合 、研修やイベントの内容がわかる資料（イベント概要等）	○*4	○*4	○*4	○	○*4	○*4
(各補助メニューの申請に必要な書類)	⑭ 交付申請額計算ファイル	○	○	○	○	○	○

- *2-各事業者を構成員に含む団体のみ提出すること
- *3-旅客運送事業者を構成員に含む団体は提出不要
- *4-乗合バス、貸切バス事業者は、H5、H6、H7のメニューは申請不可。また公共ライドシェア、日本版ライドシェアは、H1、H2、H5～H7のメニューは申請不可。
- *5-団体等で、消費税の仕入れ税額控除を行わず消費税を補助対象経費に含んで申告する交付申請者のみ提出が必要
- *6-マイページ作成後、最初の交付申請時に提出が必要
- *7-申請要件上、認証が取得できない場合（例：運送事業許可取得後3年以上経過していない場合等）には不要。取得できない理由を証する資料を提出

○ 要提出

(3) 交通サービス利便向上促進事業

必要書類		補助対象事業者											
		乗合バス関係			貸切バス関係		タクシー関係		公共ライドシェア関係	レンタカー関係			
		一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	一般乗合旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者（リース会社）	バスターミナル事業者	一般貸切旅客自動車運送事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	一般貸切旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者（リース会社）	一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	一般乗用旅客自動車運送事業者に車両を貸与する者（リース会社）	自家所有乗用旅客運送を行う者	レンタカー事業者 ・レンタカー事業者を構成員に含む団体			
(補助事業者の要件を確認する書類)	①	以下のうちどちらかを提出 ・旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面（旅客自動車運送事業許可証の写し等） ・レンタカー事業を営んでいることを証する書面	○	○*1	-	○	○*1	○	○*1	-	○		
	②	自動車ターミナル法に基づくバスターミナル事業の許可証等の写し	-	-	○	-	-	-	-	-	-		
	③	公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定証の写し	-	-	○	○*1	-	-	-	-	-		
	④	自家所有乗用旅客運送を行っていることを証する書面（自家所有乗用旅客運送者登録証の写し等）	-	-	-	-	-	-	-	○	-		
	⑤	旅客自動車運送事業者又はレンタカー事業者を構成員に含むことを証する資料（団体のメンバーリスト等）	○*2	-	-	○*2	-	○*2	-	-	○*2		
	⑥	遺帳の写し、またはネットバンキングのコピー	○*9	○*9*10	○*9	○*9	○*9*10	○*9	○*9*10	○*9	○*9		
	⑦	反社誓約書	○*9	○*9*10	○*9	○*9	○*9*10	○*9	○*9*10	○*9	○*9		
	⑧	※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	○*8	-	-	○*8	-	○*8	-	○*8	○*8		
(各事業の交付決定条件を確認する書類)	⑨	以下のうちどちらかを提出 ・地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱に基づき策定される事業実施計画 ・事業完了実績報告までに計画の策定が見込まれる旨の誓約書（PDFで提出）	○	○*1	○	○	○*1	○	○*1	○	○		
	⑩	※従業員に対する賃上げを計画する場合 賃上げを実施することの計画書（PDFで提出）	○	○*1	○	-	-	○	○*1	○	○		
(各補助メニューの申請に必要な書類)	121～124を申請する場合	⑪a	※従業員に対する賃上げを計画しない場合 以下のうちどちらかを提出 ・道路運送法の規定に基づき、国土交通省に提出した旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条に定める事業概況報告書及び一般旅客自動車運送事業損益明細表の写し（令和5年度及び令和6年度） ・「一般乗合旅客自動車運送事業の要別原価報告書について」（平成14年3月29日国土旅第206号）に定めるところにより作成された要別原価報告書（令和5年度及び令和6年度）	○	○*1	○	-	-	○	○*1	○	○	
		⑪b	以下のうちどちらかを提出 ・交付申請書において有効な運転者監理環境良好評価認定制度認定証の写し ・期日までに認証を受ける旨の誓約書（PDFで提出）	○*11	○*1*11	○*11	-	-	○*11	○*1*11	-	-	
		⑪c	導入予定の車両、改造、合わせてシステムや機器を導入する場合にはシステム等の発注予定内容の概要がわかる資料（仕様書やカタログ等）	○*3	○*3	○*3	○*4	○*4	○*5	○*5	○*6	○*7	
	11～112を申請する場合	⑫	発注予定内容の概要がわかる資料（仕様書等）	○	-	○	○	-	○	-	○	○	
		⑬	研修の内容がわかる資料（研修概要等）	○	-	○	○	-	○	-	○	○	
		⑭	導入するシステムの概要がわかる資料（システム仕様書等）	○	-	○	-	-	-	-	○	○	
		⑮	発注予定内容の概要がわかる資料（仕様書等）	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
		⑯	導入するシステムの概要がわかる資料（システム仕様書等）	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
		⑰	発注予定内容の概要がわかる資料（仕様書やカタログ等）	-	-	○	-	-	-	-	○	-	
		⑱	実施する事業の概要がわかる資料（事業計画資料等）	○	-	○	-	-	○	-	○	○	
		⑲	発注予定内容の概要がわかる資料（仕様書等）	○	○*1	○	○	○*1	-	-	-	-	
		全ての補助メニュー申請に必要な書類	⑳a	※交付申請時点で発注・契約等が実施済の場合 ・補助対象事業者にかかる「注文書」または「契約書」（令和7年3月31日以前の注文日のものに限る） ・上記に係る発注・契約先を選定した際に取得した「見積書」、または1者しか見積書を取得していない場合には、選定理由を記載した「業者選定理由書」（PDFで提出）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			⑳b	※交付申請時点で発注・契約等を行っていない場合 ・補助対象事業者にかかる「2者以上の見積書」 ・1者しか見積書を取得できない場合には、当該「見積書」、及び1者しか見積りを取得できない合理的な理由を記載した「業者選定理由書」（PDFで提出）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	㉑		※交付申請時点で発注・契約等が実施済の場合 補助対象事業者にかかるリース契約書（令和7年3月31日以前の契約日のものに限る）	-	○*1	-	-	○*1	-	○*1	-	-	
	㉒		※交付申請時点で発注・契約等を行っていない場合 補助対象事業者にかかるリース見積書 交付申請書類ファイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

- *1…リース契約による借り手の資料を提出すること
- *2…各事業者を構成員に含む団体のみ提出すること
- *3…乗合バス事業者は、11、19のメニューは申請不可
- *4…貸切バス事業者は、12～14、19のメニューは申請不可
- *5…タクシー事業者は、11～18のメニューは申請不可
- *6…公共ライドシェア事業者は、11～19のメニューは申請不可
- *7…レンタカー事業者は、11～19のメニューは申請不可
- *8…団体等で、消費税の仕入れ税額控除を行わず消費税を補助対象経費に含んで申告する交付申請者のみ提出が必要
- *9…マイページ作成後、最初の交付申請時に提出が必要
- *10…リース会社による申請の場合には、リース会社、及びリース契約による借り手の両方の提出が必要
- *11…申請条件上、認証が取得できない場合（例：運送事業事業許可取得後3年以上経過していない場合等）には不要。取得できない理由を証する資料を提出

○ 要提出

(4) 地方ゲートウェイの刷新事業		補助対象事業者								
		乗合バス関係		貸切バス関係	タクシー関係			公共ライドシェア関係	日本版ライドシェア関係	レンタカー関係
必要書類		・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般乗合旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	バスターミナル事業者	・一般貸切旅客自動車運送事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体	タクシー業務適正化特別措置法による適正化事業実施機関、鉄軌道事業者、索道事業者、索道施設を所有する者、本邦航空運送事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、空港の利用促進に取り組む地方公共団体及び協議会、地方公共団体、地方公共団体及び民間事業者等により構成される協議会	自家用有償旅客運送者(交通空白地有償運送を行う者)	一般乗用旅客自動車運送事業者(自家用車活用事業を行う者)	・レンタカー事業者 ・レンタカー事業者を構成員に含む団体	
(補助事業者の要件を確認する書類)	①	以下のうちどちらかを提出 ・旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面(旅客自動車運送事業許可証の写し等) ・レンタカー事業を営んでいることを証する書面	○	-	○	○	-	○	○	
	②	自動車ターミナル法に基づくバスターミナル事業の許可証等の写し	-	○	-	-	-	-	-	
	③	公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定証の写し	-	-	○	-	-	-	-	
	④	自家用有償旅客運送を行っていることを証する書面(自家用有償旅客運送者登録証の写し等)	-	-	-	-	○	-	-	
	⑤	自家用車活用事業許可証の写し	-	-	-	-	-	○	-	
	⑥	旅客自動車運送事業者又はレンタカー事業者を構成員に含むことを証する資料(団体のメンバーリスト等)	○*1	-	○*1	○*1	-	-	○*1	
	⑦	通帳の写し、またはネットバンキングのコピー	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	
	⑧	反社誓約書	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	○*3	
	⑨	※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	○*2	-	○*2	○*2	○*2	○*2	○*2	
全ての補助メニュー申請に必要な書類	⑩	・補助対象事業にかかる「2者以上の見積書」 ・1者しか見積書を取得できない場合には、当該「見積書」、及び1者しか見積書を取得できない合理的な理由を記載した「業者選定理由書」(PDFで提出)	○	○	○	○	○	○	○	
	⑪	交付申請額計算ファイル	○	○	○	○	○	○	○	
(各補助メニューの申請に必要な書類)	G1~G5を申請する場合	⑫	二次交通への円滑なアクセスに関する事業内容の概要がわかる資料	○	○	○	○	○	○	

- *1…各事業者を構成員に含む団体のみ提出すること
- *2…団体等で、消費税の仕入れ税額控除を行わず消費税を補助対象経費に含んで申告する交付申請者のみ提出が必要
- *3…マイページ作成後、最初の交付申請時に提出が必要

○ 要提出

(5) 観光二次交通高度化事業

必要書類		補助対象事業者					
		公共ライドシェア関係		日本版ライドシェア関係			
		自家用有償旅客運送者（交通空白地有償運送を行う者）	自家用有償旅客運送を実施しようとする者（交通空白地有償運送を行うおとする者に限る）	一般乗用旅客自動車運送事業者（自家用車活用事業を行う者）	自家用車活用事業の実施を域内において進めようとする地方公共団体		
(補助事業者の要件を確認する書類)	①	旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面（旅客自動車運送事業許可証の写し等）	-	-	○	-	
	②	自家用有償旅客運送を行っていることを証する書面（自家用有償旅客運送者登録証の写し等）	○	-	-	-	
	③	自家用車活用事業許可証の写し	-	-	○	-	
	④	通帳の写し、またはネットバンキングのコピー	○*2	○*2	○*2	○*2	
	⑤	反社誓約書	○*2	○*2	○*2	○*2	
	⑥	※交付申請者が消費税の仕入れ税額控除を行わない場合 仕入れ税額控除を行うことができない旨の理由書	○*1	○*1	○*1	○*1	
(各事業の交付決定条件を確認する書類)	⑦	地域における受入環境整備促進事業費補助金交付要綱附則第9条第1項に基づき作成された観光二次交通高度化事業に係る観光二次交通高度化計画（国土交通大臣の認定を受けたもの）	○	○	○	○	
	⑧	地方公共団体以外の者による二次交通高度化計画の策定に対する、地方公共団体の同意書	○	○	○	-	
	⑨	導入予定の公共ライドシェア、日本版ライドシェアの事業概要がわかる資料	○	○	○	○	
(各補助メニューの申請に必要な書類)	全ての補助メニュー申請に必要な書類	⑩	・補助対象事業にかかる「2者以上の見積書」 ・1者しか見積書を取得できない場合には、当該「見積書」、及び1者しか見積りを取得できない合理的な理由を記載した「業者選定理由書」（PDFで提出）	○	○	○	○
		⑪	交付申請額計算ファイル	○	○	○	○
	R2に申請する場合	⑫	導入するシステムの概要がわかる資料（仕様書等）	○	○	○	○
	R3～R6に申請する場合	⑬	導入する装備、端末の機能等、実施する事業の概要がわかる資料（事業計画資料等）	○	○	○	○
R7に申請する場合	⑭	ライドシェア導入時の募集内容がわかる資料（募集に関する資料等）	○	○	○	○	

*1…団体等で、消費税の仕入れ税額控除を行わず消費税を補助対象経費に含んで申告する交付申請者のみ提出が必要

*2…マイページ作成後、最初の交付申請時に提出が必要